

公布された規則のあらまし

附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則（規則第 36 号）

- 1 佐賀県国民健康保険運営協議会委員の報酬日額及び旅費の額を定めることとした。
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。